

第二十四回国会 衆議院 文教委員会 議録 第十一号

昭和三十一年三月三日(土曜日)

午後一時十五分開議

出席委員

委員長 佐藤観次郎君
理事赤城 宗徳君 理事加藤 精三君
理事高村 坂彦君 理事坂田 道太君
理事米田 吉盛君 理事山崎 始男君
伊藤 郷一君 川崎 秀二君
杉浦 武雄君 並木 芳雄君
野依 秀市君 町村 金五君
山中 貞則君 河野 正君
木下 哲君 小牧 次生君
野原 覺君 三鍋 義三君
柳田 秀一君 小林 信一君

出席國務大臣 鳩山 一郎君
文部大臣 清瀬 一郎君
出席政府委員 根本龍太郎君
内閣官房長官 竹尾 式君
文部事務次官 緒方 信一君
初等中等教育局長 福田 繁君
文部事務官 (調査局長) 藤田 繁君
文部事務官 (大臣官房 総務課長) 齋藤 正君
専門員 石井 島君

委員外の出席者
文部事務官 (大臣官房 総務課長) 齋藤 正君
専門員 石井 島君

三月一日
委員高木松吉君、三田村武夫君及び
辻原弘市君辭任につき、その補欠と
して久野忠治君、池田勇人君及び山
本幸一君が議長の指名で委員に選任
された。

同日
委員久野忠治君、山口好一君及び鈴
木義男君辭任につき、その補欠とし
て高木松吉君、森山欽司君及び山田
長司君が議長の指名で委員に選任さ
れた。

同日
委員森山欽司君辭任につき、その補
欠として山口好一君が議長の指名で
委員に選任された。

同日
委員池田勇人君、加藤清三君、北村
徳太郎君、高木松吉君、高津正道君、
平田ヒデ君、山田長司君及び山本幸
一君辭任につき、その補欠として
伊藤郷一君、阿左美廣治君、川崎秀
二君、山中貞則君、三鍋義三君、小
松幹君、池田眞治君及び柳田秀一君
が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員池田眞治君、伊藤郷一君及び山
中貞則君辭任につき、その補欠とし
て鈴木義男君、池田勇人君及び高木
松吉君が議長の指名で委員に選任さ
れた。

同日
委員池田眞治君、伊藤郷一君及び山
中貞則君辭任につき、その補欠とし
て鈴木義男君、池田勇人君及び高木
松吉君が議長の指名で委員に選任さ
れた。

三月一日
九州大学第二分校移転後に工業専科
大学設立の請願(橋橋渡君紹介)(第
一〇三〇号)
教育職員免許法施行法の一部改正に
関する請願外一件(辻正信君紹介)
(第一〇七四号)
同(眞崎勝次君紹介)(第一〇七五号)
同(坂田道太君紹介)(第一〇三三号)
弘前市に博物館設置に関する請願
(木村文男君紹介)(第一〇四号)
青年学級運営費国庫補助に関する請
願(戸塚九一郎君紹介)(第一一〇五
号)
の審査を本委員会に付託された。

同日
九州大学第二分校移転後に工業専科
大学設立の請願(橋橋渡君紹介)(第
一〇三〇号)
教育職員免許法施行法の一部改正に
関する請願外一件(辻正信君紹介)
(第一〇七四号)
同(眞崎勝次君紹介)(第一〇七五号)
同(坂田道太君紹介)(第一〇三三号)
弘前市に博物館設置に関する請願
(木村文男君紹介)(第一〇四号)
青年学級運営費国庫補助に関する請
願(戸塚九一郎君紹介)(第一一〇五
号)
の審査を本委員会に付託された。

同日
九州大学第二分校移転後に工業専科
大学設立の請願(橋橋渡君紹介)(第
一〇三〇号)
教育職員免許法施行法の一部改正に
関する請願外一件(辻正信君紹介)
(第一〇七四号)
同(眞崎勝次君紹介)(第一〇七五号)
同(坂田道太君紹介)(第一〇三三号)
弘前市に博物館設置に関する請願
(木村文男君紹介)(第一〇四号)
青年学級運営費国庫補助に関する請
願(戸塚九一郎君紹介)(第一一〇五
号)
の審査を本委員会に付託された。

同日
地方教育委員会制度存続に関する陳
情書(赤平市議会議長高江周三)(第
二二七号)
同(北海道空知郡上砂川町議會議長
司良金次)(第二二二号)
紀元節復活に関する陳情書(島根県
鹿足郡神社役員會長望月幸雄)(第二
三三二号)
同(岡山市東田町三十八番地日本同
志會長山田理吉)(第二五一号)
同外二二件(新宮市新区七千九百九
十番地西島秀男外九十三名)(第二七
四号)
同(北海道空知郡富良野町富良野神
社官司西川仁之進外十二名)(第三一
六号)
国立大学の授業料値上げ反対に関する
陳情書外一件(宇治市五ヶ庄京都大
学宇治分校わたつみ會高井陸朗外八

同日
地方教育委員会制度存続に関する陳
情書(赤平市議會議長高江周三)(第
二二七号)
同(北海道空知郡上砂川町議會議長
司良金次)(第二二二号)
紀元節復活に関する陳情書(島根県
鹿足郡神社役員會長望月幸雄)(第二
三三二号)
同(岡山市東田町三十八番地日本同
志會長山田理吉)(第二五一号)
同外二二件(新宮市新区七千九百九
十番地西島秀男外九十三名)(第二七
四号)
同(北海道空知郡富良野町富良野神
社官司西川仁之進外十二名)(第三一
六号)
国立大学の授業料値上げ反対に関する
陳情書外一件(宇治市五ヶ庄京都大
学宇治分校わたつみ會高井陸朗外八

同日
地方教育委員会制度存続に関する陳
情書(赤平市議會議長高江周三)(第
二二七号)
同(北海道空知郡上砂川町議會議長
司良金次)(第二二二号)
紀元節復活に関する陳情書(島根県
鹿足郡神社役員會長望月幸雄)(第二
三三二号)
同(岡山市東田町三十八番地日本同
志會長山田理吉)(第二五一号)
同外二二件(新宮市新区七千九百九
十番地西島秀男外九十三名)(第二七
四号)
同(北海道空知郡富良野町富良野神
社官司西川仁之進外十二名)(第三一
六号)
国立大学の授業料値上げ反対に関する
陳情書外一件(宇治市五ヶ庄京都大
学宇治分校わたつみ會高井陸朗外八

十三名)(第二五三号)
天草四郎の聖旗護渡に関する陳情書
(長崎県南高来郡南有馬町長石川瑞
穂外一名)(第二五六号)
地方教育委員会の廃止に関する陳情
書(広島県議會議長林興二郎外四名)
(第二七五号)
青少年保護法制定に関する陳情書
(広島県議會議長林興二郎外四名)
(第二七九号)
を本委員会に参考送付された。

同日
十三名)(第二五三号)
天草四郎の聖旗護渡に関する陳情書
(長崎県南高来郡南有馬町長石川瑞
穂外一名)(第二五六号)
地方教育委員会の廃止に関する陳情
書(広島県議會議長林興二郎外四名)
(第二七五号)
青少年保護法制定に関する陳情書
(広島県議會議長林興二郎外四名)
(第二七九号)
を本委員会に参考送付された。

同日
十三名)(第二五三号)
天草四郎の聖旗護渡に関する陳情書
(長崎県南高来郡南有馬町長石川瑞
穂外一名)(第二五六号)
地方教育委員会の廃止に関する陳情
書(広島県議會議長林興二郎外四名)
(第二七五号)
青少年保護法制定に関する陳情書
(広島県議會議長林興二郎外四名)
(第二七九号)
を本委員会に参考送付された。

本日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開き
ます。
まず文教行政について質疑を行いま
す。去る二月二十三日の委員会におけ
る文教行政についての質疑の際、野原
委員より内閣総理大臣に対する出席要
求がございましたが、本日ここに鳩山
内閣総理大臣の出席を見ましたので、
これより内閣総理大臣に対する質疑に
入ります。質疑の通告がありますので、
これを許します。野原委員。

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

○野原委員 私は本日は総理に對しま
して、紀元節の問題ないしは臨時教育
制度審議會等にわたる教点についてお
尋ねをいたしたいのであります。
紀元節の問題は、事は小さい問題の
ようでございますけれども、現内閣の

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

○鳩山國務大臣 お答えをいたします。
國民がわが國の建國の日を記念いた
しまして、自発的に祝うことはけつこ
うなことであると考へております。た
だ國民の祝日は現在法律で定めてあ
りまするが、紀元節は國民の祝日であ
りませんので、國民に對してこの日を祝
日として取り扱ふことをして求める
ことはできません。しかしながら國民
各自が同日自発的に適當な行事を行
うことを差しとめる考へはありませ
ん。學校が以前の紀元節に當る日に、國
日を記念する適當な行事を行うとす
れば、当該學校所管の教育委員会の同意
を得まして、当日の学習に差しつかえ
を生じない範圍において行ふべきもの
であると考へます。

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

○野原委員 國民各自が自発的にどの
よう考へますか。

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

同日
就学困難な児童のための教科用図書
の給付に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出第二〇号)
学校教育に関する件

第一類第六号 文教委員會議録第十一号 昭和三十一年三月三日

ような祭典を行い、どのような祝典を
行い、あるいはお祝いをし、記念をす
るといふようなことが許されておるこ
とは、これは当然のことでありまし
て、そのようなことは私は質問いたし
ていないのであります。今日の学校教
育で、校長の考えで全校生徒を一つ
の場所に集め、その村の父兄をも動員
いたしました。紀元節の式典を行なつた
事実が、最近高知県においてあるわけ
であります。一体どういふことが許
されるのかどうかというところをお尋ね
しておるのでございますから、紀元
節の祝典を、御承知のようにこれは今
日国の祝日になつていないにもかかわ
らず、学校教育でそういうことができ
るかどうか、この点に対する総理
の御見解を筆直にお示しを願いたい
のであります。

○鳩山国務大臣 学校に關係ある委員
会でもって承諾をして、そういう行事
をやろうとし、しつうして学校の行事
すなわち学業に差しつかえない範囲
においてならば、そういう行事をやり
まして差しつかえないものと考えて
おります。

○野原委員 所管の教育委員会がこれ
を許可し、授業を休まない範囲であれ
ば可能だといふ御答弁のようでありま
して、この点は清瀬文部大臣もすでに
表明されておるのであります。それな
らば私はお伺いいたしますが、本日は
三月の三日であります。おひな様の節
句であります。これは国民の長い伝統
的な行事でありまして、このおひな様の
節句の日に授業を一時間くらいやめて、
おひな様の行事を校長がやるというこ
とは何ら差しつかえございませんか。
○鳩山国務大臣 学校の行事としてや

るといふことですか。

○野原委員 もう少し発展してお尋ね
しますが、五月一日は大臣も御承知の
ようにメーデーということになつてお
るのであります。メーデーとは勤労者
の祭典ということになつておる。この
メーデーの日に教育委員会の許可を得
て、校長がきょうは勤労者の祭典であ
るからというので、お祝いの行事をや
り、記念式典をあげる、こういうこと
があつても差しつかえなからうかと思
うのでございますが、いかがでしょう。
○鳩山国務大臣 メーデーは勤労者の
祝日でありまして、学校の教員全般に
対しまして、それに出席するために学
校の授業を休むということとは少し行き
過ぎであると思ひます。

○野原委員 総理はよくおちつてお
聞き願ひたいのでございますが、私は
教員が授業を休んでメーデーの祭典
に行くといふことは尋ねておりませ
ん。教員が学校教育の場で子供たちを
集めて、きょうはメーデーなんだ、
きょうは日本のというよりも全世界の
勤労者の祭典なんだ、こういうお話を
して、そのための行事をやるといふこ
とは差しつかえないのかどうかといふ
ことをただしておるのであります。御
所見を承わりたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 文部大臣から答弁し
てもらいます。私特別の考え方を持っ
ておりません。

○佐藤委員長 文部大臣の答弁はあと
にいたします。

○野原委員 私はしかし文教委員長
の計らいとしては、文部大臣の御答弁は
あとにということでございますが、こ
の点は文教委員長にお願ひしますけれ
ども、やはり私の質問の発展もありま

すので、一応文部大臣の御見解をここ
でお聞きしたいと思ふ。この点は清瀬
文部大臣の御答弁でもけっこうであり
ます。

○清瀬国務大臣 メーデーは野原君御
承知の通り、わが国ではやはり勤労者
の祭典といふことで、国民全般の祭典
とは了解されておりません。また外国
ではメーデーの意味が違います。近年
そういう階級の色彩が非常に多いの
でありますから、メーデーの式典をや
りたいといふと、教育委員会はメー
デーに何をやるかということをお尋ね
だらうと思ひます。やることの内容に
よつて教育委員会の同意を得、それか
ら総理の言われた通り学業に差しつか
えがないといふことになれば、集会を
いたすことを何もとめる必要はないと
思ひます。

○野原委員 どうも総理が御答弁でき
ないようでございます。総理に對する
質問はまた後刻いたしたいと思ひま
すが、ただいまの文部大臣の御答弁は
重大であります。あなたは過日の文教
委員会において、紀元節の式典を学校
であげたあの高知県のような場合、こ
れはいいのだ、二月二十四日の閣議で
もすでに了解されたかのような報道が
なされて、文部大臣の談話も出ておる
のであります。私はお尋ねいたします
が、メーデーは勤労者の祭典である、
国民全体の祝典ではないからいけない
とあなたは言われまされども、それ
では一体紀元節といふものは国民全体
の祝典でございますか。何を根拠にし
て二月十一日に紀元節を行つたといふこ
とが国民全体の祝典といふことになつ
ておるのか私は了解できませんが、こ
の辺に對する御見解を聞きたい。

○清瀬国務大臣 紀元節は国民全部が
今は祝つておりませんことは御承知の
通りであります。しかしながらこれを
祝う人は国民全体の祝うべき日として
祝つておるのでございます。意味はお
わかりでしょう。紀元節を祝う人は國
民全般の日として祝つておるので
す。メーデーは少し意味が違いまし
て、外国ではこれを全般のめでたい日
としてやつておる国もありませんが、こ
こ数年間わが国は労働運動の発展とと
もに祝ひ出したものでございまして、
祝う人はたとい八千万のうち十萬であ
りまして、われわれの日だといつた
ような意味を含んでやつておりますか
ら、そこには紀元節と幾分差違がある
うと思ひます。しかしながら学校にお
いて、労働は大切にしてということば
教育基本法にもあることでありまし
うから、階級意識をおおるようなこと
なしに、労働の貴重なることを教える
ことであつたら、私は教育委員会はお
許しになるものと思ひます。

○野原委員 国民全般の祝日だと仰
せられますけれども、これは国民が自
発的にそのような考えを持ってお祝ひ
すれば問題はない、これは先ほど申
した通りであります。ところが校長が
自分の考えで学校の生徒を集めて式典
をあげたのであります。子供にはこれ
は国民全般の祝日だといふ意識はな
いでしょう。それを式典をあげた、こ
のことは可能であつて、そうしてしか
も勤労者の祭典であるメーデーがいけ
ないといふあなたの御答弁は、私に言
わせれば了解できません。もう一度お
尋ねします。その上で総理にまた質問
いたしたいと思ひますが、一体国民全
般の祝日、こう言われますが、これ

は國の祝日といふことにならうかと思
ひます。そのように受け取つてよろ
しうございませうか。

○清瀬国務大臣 國の祝日、祭日はた
だいまでは法律で規定いたしておりま
す。これは議員提出の法律でございま
した。紀元節はそれには當つておりま
せん。

○野原委員 私はメーデーができない
といふあなたの断定は承服できません
が、本日は総理にお尋ねする機会であ
りますからお伺いいたしますが、校長
が子供や父兄を集めて紀元節の式
典をあげる、このことは教育委員会が
認めたならば授業に差しつかえない範
圍ではあるのだ、これが内閣の考え
方、そういうことは今日の学校教育で
は望ましいことではないでしょうかど
うか、法律に違反しないでありまし
うけれども、教育委員会の許可があれ
ばそういう式典を校長があげることが
できる、このことは、今日の学校
教育で望ましいとお考えでございま
すか、総理の見解をお尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 国民が自分だけのこ
とを考へないで人のことを考へ、國
のことを考へるといふことは決して悪い
ことではないのです。國の始まつた日
を考へるといふことは私は悪いこと
ではないと思ひます。

○野原委員 建國の日を祝うといふこ
とは國民として当然だ、だから悪いこ
とではない、このような式典をあげる
ことは望ましいことだといふ御答弁の
ようであります。そういたしますと一
體國は二月十一日を建國の日と定め
になつておりますか、お尋ねいたし
ます。

○鳩山国務大臣 国が法律でそういう日をきめてなかったことは御承知の通りであります。ただいまは祝日と書き加らないのであります。

○野原委員 国がきめておりませんが、やはり問題があるとお考えになりませんか。国は建國の日とはきめていない。そのきめていないような日にこういう式典をあげるということが望ましいというのとは一体どういふわけですか。もう一度お尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 この民主主義というのは、えて自分のことだけを考へる方に走りやすい主義なんです。それがやはり国の始まった日をとくに祝うというふうな考え方は私は悪いとは思いません。

○野原委員 今日総理も御承知だろうと思ひますが、総理の關係していらっしゃる共立の学校はどういふことをやっておるか知りませんけれども、私の知り得る範囲では、紀元節の式典を今日の学校はあげていないのであります。鳩山内閣は式典をあげることが望ましいという見解のようでありまして、それでは一体今日の学校は政府の考へている望ましいことをやっていない、このように受け取ってよろしいでしょうか。

○鳩山国務大臣 私はみんながそういうふうな気持ちになることが望ましいと言ったのであります。現在は法律できまつておりませんが、祝日としてこれを取り扱ふわけには学校としてはいいかいいわけです。

○野原委員 皆がそういう気持ちになることが望ましいということをお尋ねしては落ちついてお聞き願ひたいのです

が、私が聞いておるのは、今日の学校で紀元節の式典をあげるということが望ましいかと尋ねておるのです。望ましいということになりまして、今日学校が紀元節の式典をあげていないので、高知県のある小学校が一つことしあげて、実はいろいろな批判の対象にされておるのであります。そのことをお尋ねしております。一体そういう学校は望ましいかどうか、いかがですか。

○鳩山国務大臣 法律に祝日としていないのですから、学校が祝日として取り扱わないのはこれは当然だと思つております。当然だと思つていますから、学校が祝日として取り扱ふことが望ましいとは思いません。

○野原委員 祝日としての取扱いは尋ねておりません。学校が式典をあげたのでございます。式典をあげるのであります。学校行事としてか何か知りませんが、何らかのお祝ひの行事をやるのであります。そのことが望ましいかと聞いておるのでございます。いかがですか。

○鳩山国務大臣 私が先ほど言つたのは、みんながそういう心持ちになることが望ましいと言つたのであります。祝日としていない法律のもとにおいて、学校が法律に違反することは望ましいとは言えないのであります。

○野原委員 つまりこうでございますか。国が祝日として認めるまでは学校教育でこのような式典をあげることが慎重でなければならぬ。そのために、学校は今日という式典について、はなされていけません。校長個人は式典をあげたいと思ふ人はたくさんあります。教育委員会も何とかがやり

たいと思つている人があつてよろしいけれども、国が今日法律で祝日として認めていないのでございます。だから、国が認めるまでは学校教育では慎重でなければならぬ、私はこのように考へますが、同じお尋ねでございますか。

○鳩山国務大臣 その通りでございます。あなたのお尋ねの通りです。

○野原委員 そういたしますと、文部大臣にお尋ねいたしますが、やはり高知県のあの小学校があつたような式典をあげたということは、問題があるとお考へになりませんか。慎重である点から考へて、問題があるとお考へになりませんか。

○清瀬国務大臣 高知県の大豊村の小学校はこれを祝日としてやつたんじゃないですか。しかしながら学校の授業を幾分休んだようでありまして、過日の文教委員会においてもたびたび申し上げた通りであります。祝日としてやるならば法律上の効果がある。また祝日は民法上期間の計算にも入らぬけれども、当日は祝日ではあります。国の初めの日でありますから、生徒を集めてそれを教えたのであります。

○野原委員 行き過ぎは授業を休んだことである、確かに仰せられた通りであります。ところが記念式典をあげたというところは行き過ぎであるとお考へにならぬのですか、いかがですか。

○清瀬国務大臣 祝日として取り扱わない、任意なる集まりとして、紀元節の日に国歌を歌ひ、あるいは訓辭をなすというところは学校でやつていいと思ひます。あの日には、文部省の得た情報では、教育委員会の了解は得ております。ただ私遺憾に思ふのは、授業を

幾らか休んでおります。これが私は行き過ぎだと思つておるのです。

○野原委員 ただいまの答弁は重大であります。総理大臣によりまして、紀元節が国の法律として認められない以上は、このような式典をあげることには慎重でなければならぬ、こういう御答弁であります。文部大臣によりまして、このような式典をあげることでは何ら差しつかえないということでありまして、あなたは過日の文教委員会においてもこれは強調されておつた。ただいまも総理を前にして、総理お聞きの通りの答弁をあなた文部大臣はされておるのでございますが、文教の直接の責任者は文部大臣でありまして、けれども、一体政府の最高責任者として、ただいまの文部大臣の御答弁に対してどのようなお考へをお持ちでありますか、承りたいのであります。

○鳩山国務大臣 文部大臣は当日授業を休んだのは遺憾だと言つておるのでありますから、決して文部大臣の考へ方は不当だとは思いません。

○野原委員 授業を休んだことについては、私は尋ねておりません。授業を休んだことが遺憾だということとは、総理大臣、聞いていないのであります。これは総理大臣もただいまお聞きの通り、紀元節の式典をあげるといふことは、国が紀元節として認めていない以上、公けの学校教育の場では全部の子供を集めてこつていふ式典をあげるといふことは、慎重でなければならぬのだといふことを総理大臣は御答弁になつたのであります。ところが文部大臣は、紀元節の式典はあげるとは差しつかえぬと言つておるのです。一体どちらの御答弁が正しいのか。私もはこの重大なる

食ひ違ひははつきりここで解決しなければならぬかと思ひますから、やはり最高責任者として総理大臣のお考へをお尋ねしておるのであります。

○鳩山国務大臣 私があなたに答弁をいたしたことに對して、文部大臣は少しも異存はないものと思ひます。

○野原委員 そういたしますと、紀元節の式典を学校教育であげるといふことはかまわぬといふことですか。文部大臣は、紀元節の式典をあげてもいいと言つておる。かまわぬといふことですか。あなたの答弁に前後の矛盾があります。

○鳩山国務大臣 法律に式典として規定してないのに式典としてあげることについてはきつめて慎重でなくてはいけぬと言つたのであります。祝日として、式典をあげるといふようなことを言つたのはありません。私が言つたのは、國民が國に對してそういうふうな気持ちをみんなが持つようになることが望ましいことだと言つたのであります。

○野原委員 紀元節の式典は慎重でなければならぬ、このことは私は了解できます。文部大臣は紀元節の式典をあげるとはかまわぬのだ。私もその日に日の丸の旗を立てたといふ。これは立てるとは自由であります。だから、あなたのそういうふうな考へ方で、紀元節の式典はよろしい、こつていふような文教政策をやられたのでは私どもは承知できないのであります。このことはいづれ清瀬文部大臣の文教政策——しかも鳩山総理とは明らかに答弁に食ひ違ひがあるといふことをここで指摘いたしておきます。時間もございませぬから、私はまた他日これは適

三

当な機会に問題にいたしたい。政府においても十分お考え願いたいのであります。

そこで、質問を続けます。第二点は……。

○清瀬国務大臣 私の申すことと鳩山総理の申すこととはちつとも違いありません。同じ人でも二度言ひ時分には言葉は変わりますけれども、意味は同じことであります。

○野原委員 それでは紀元節の式典をあげることは差しつかえないということをお取り消しになりますか。

○清瀬国務大臣 あなたは式典という言葉を借りて、祝典と接近したような語感を出そうと努められておるので、祝日とか祝典とかいう言葉は、法律にはありませんから、よくない。しかし紀元節の日に集まって、国の紀元の話をして、あるいは君が代を歌うというふうな行事は、これはいいじゃないか、こういうことを言っておるので、あなたは言葉を非常に、ちよつとひびきお考えになるように思います。

○野原委員 あなたがそのようなことを仰せになるならば、私は総理に重ねてお尋ねをいたします。総理は御承知でないかもしれませんが、高知県のある小学校では、児童を全部集めて、それからその村の父兄有志を集めて、そして式典をあげておられます。私の式典という言葉が妙な語感を与える言葉だと申しますけれども、これは文部大臣も御承知のように、着席から始まって、君が代を歌い、校長が訓話をなし、村の代表者が祝いの言葉を述べ、そして紀元節の、聖にそびゆるの歌も歌い、昔の私どもが受けた教育におけ

る式典と何ら異なっていない。異なっている点は、教育勅語を讀んでいないというところが違ひだけあります。これは新年の詔書を讀んでおられる。その点だけである。これを式典というのが一体どこがいけないのか。総理大臣、私が申し上げましたところというふうなお祝いの行事をするというところは、学校教育では望ましいのでしょいか。かまいませんか。重ねてお尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 私は、今まで言ったこと以外には付加すべき言葉はありません。

○野原委員 そうなれば、やはり総理は、慎重でなければならぬ、望ましくない。ところが文部大臣は許されておられる。このはつきりした違いを私が指摘したことがどこが間違ひなのか。清瀬文部大臣はこれを指摘されますという、色をなして答弁を求めておられますけれども、私どもはこの食い違いははつきり、これは後日の機会に問題にいたしたいと思っております。そこで……。

○佐藤委員長 それでは野原君最後にお願いいたします、時間がありませんから……。

○野原委員 時間がありませんが、臨時教育制度審議会についてお尋ねをいたしたいのであります。今回臨時教育制度審議会が持たれるような法律案が出されておるのでございますが、総理も御承知のように、これは内閣の審議会ということになっておるのであります。私どもは週日文部大臣の臨時教育制度審議会の委員を任命するのとお尋ねいたしましたところ、文部大臣は、内閣において選任す

るのでございますから私は関与しない、こういうことであります。内閣の審議会ということであれば、この制度審議会の会長には総理大臣が当るわけでございますから、そこで私はお尋ねをいたしますが、臨時教育制度審議会の委員の人選は、どのようなお考えでお進めになるのでございませうか、お伺いいたします。

○鳩山国務大臣 審議会は委員を四十人といいたしまして、国会議員十人のほか、各界の学識経験者三十人で構成をいたしまして、ほかに必要に応じて専門委員を置くことができることになっております。

○野原委員 私が尋ねておりますのは、審議会の委員というものは、専教育に関することでもございませうから、特に公正なる人々を選ばなければならぬ。このことについての具体的な配慮をお聞きしておるのであります。教育については、なるほど鳩山内閣にも、自由民主党にも、文教方針を持つておられます。しかしながら教育は国民全体のものでございませうし、国家百年の大計ともいべきことでありますから、公正なる人々——党の政策に反対する人々であっても、学識意見の高い人、そういう人々が当然この委員に入らなければならないかと私どもは考えるのでございませうが、そういうことに対する具体的な配慮はどうかでございませうか、お伺いいたします。

○鳩山国務大臣 公正なる人を選抜するのに苦心をしております。

○野原委員 具体的な構想——たとえば学術会議あるいは学士院あるいは教育者の団体、あるいは現在教育に携わっておられるところの現役の人々、あるいは教育委員会関係者、こういうような構想が私にもうできておると思ふ。衆議院にすでに提出されて、もう日も相当たつておるのであります。そのような構想なしに一体こういう審議会というふうなものが提案されるわけはなからうと私は思ふので、お尋ねしておりますが、具体的な構想はまだお立てになっておりませうかどうか、お伺いいたします。

○鳩山国務大臣 具体的なことには、私はまだそこまでいっていないものと思ひます。

○佐藤委員長 時間がありませんから、これで最後に願ひます。

○野原委員 時間がありませんから、これをもって最後にいたします。御承知のように、中央教育審議会というのが文部大臣の諮問機関であるわけでありませう。しかも中央教育審議会は、独立後の日本の教育のあり方を検討する諮問機関、こういうことになって発足いたしましたのであります。文部大臣から週日提案の御説明をお聞きいたしましたところ、臨時教育制度審議会も、独立後の日本の教育のあり方を検討するのである。これはそうなる、文部大臣の諮問機関である中央教育審議会と、内閣の諮問機関である臨時教育制度審議会と、本質的に一体どこが違ひのか、私どもはこの点が了解できない。あなたは臨時教育制度審議会の会長になられるのでございませうから、本質的な相違点を明確にお示し願ひたいのであります。

○鳩山国務大臣 二つの会は審査する範囲が違ひますから、それで二つに分れておるのであります。現行の教育

制度は、その基本を占領の初期に定められたものでありまして、これを根本的に検討すべしという各方面からの声がありますので、現行教育制度の根本にさかのぼって、これが国情に適合しておるかどうかを国政全般の立場から再検討するために、臨時教育制度審議会を設けたいと考へたのであります。文部省に置かれておる中央教育制度審議会は、恒常的機関として、常置機関として存続させるのであります。その審議範囲は、臨時教育制度審議会の審議事項以外の、広く教育、学術、文化全般に關して、一般的施策について審議するものでありますから、おのずからその範囲が違ひと私は思ひます。

○野原委員 質問はいたしません。要望だけ……。総理の私の質問に対する御答弁をお聞きいたしますと、失礼な言い方ではありますが、非常に確信がない、あやふやであります。どなたが原稿をお書きになったか知りませんが、私はそのような答弁では、質問をまた蒸し返さざるを得ないのであります。時間が制限があるからやめたいと思ひます。いやしくも鳩山内閣が、日本の独立後の教育のあり方を検討するために、臨時教育制度審議会を設けておられるが、なぜ総理は熱意をもってこういう具体的な構想で臨むのだ、——あなたはかつて文部大臣をされ、今日真接間接に教育にも関心を持たれておられるように承わっておりますけれども、今日政府が提案をしておる臨時教育制度審議会というものは、文部大臣のわれわれの質疑に対する答弁を聞いても、鳩山総理のただいまの私の

質問はいたしません。要望だけ……。総理の私の質問に対する御答弁をお聞きいたしますと、失礼な言い方ではありますが、非常に確信がない、あやふやであります。どなたが原稿をお書きになったか知りませんが、私はそのような答弁では、質問をまた蒸し返さざるを得ないのであります。時間が制限があるからやめたいと思ひます。いやしくも鳩山内閣が、日本の独立後の教育のあり方を検討するために、臨時教育制度審議会を設けておられるが、なぜ総理は熱意をもってこういう具体的な構想で臨むのだ、——あなたはかつて文部大臣をされ、今日真接間接に教育にも関心を持たれておられるように承わっておりますけれども、今日政府が提案をしておる臨時教育制度審議会というものは、文部大臣のわれわれの質疑に対する答弁を聞いても、鳩山総理のただいまの私の

質疑に対する答弁を聞いても、その熱意のほどが疑われるのであります。鳩山内閣は一体何を考へておられるのか、どういふ文教方針を持たれておられるのか、あなたは総理として、教育問題にもっと真剣に考慮をめぐらされて、少くともこのような審議会を設けるならば、もっと熱意のある態度で今後処せられるように要望をいたします。あなたのそういう考へ方では、日本の独立後の教育政策というものは樹立できるものではない。結局党の党利党略に惑わされるような教育方針しか今後打ち出されないだろう。私どもはこのことについて非常な憂い心を覚えるといふことだけをお知らせして、今日の私の質問を終ります。(拍手)

○清瀨國務大臣 一言申し上げます。あなたのお言葉のうちに、総理が臨時教育制度審議会の会長になるのだからからと、いふことをおっしゃって、ずっと議論をお進めになりましたが、総理が審議会の会長になることにはきまつておりませんから、それをお答へせずにお済むと、言葉を与へたことになりましますから、ちょっと訂正いたしておきます。この問題に関する私の考へは、この間の内閣との共同審議会において詳しく申し上げましたから、繰り返しません。

○野原委員 これは与党の諸君にも御了解願ひたいと思ひますが、今私の質問に対して文部大臣がそのような見解を言われたから、私も一言せざるを得ないのであります。あなたは、いつでありませんか、鈴木義男委員の質問に対して、このように言われておられるのであります。臨時教育制度審議会の委員は、事実上文部大臣が選任するのでは

ないか、こういう質問に対してあなたには内閣において選任するのである、私は関与しません、このように答弁されておられます。なるほど総理は会長になるかならぬかは知りませんが、内閣の諮問機関でありましよう。内閣の諮問機関であれば、内閣総理大臣が法的には責任があるわけでありましよう。そういう立場で、私は尋ねておられるのであります。よく落ちついて頭を冷やして、他人の質問はお聞き願ひたい。このことを申し上げておきます。

○佐藤委員長 次に山崎始男君。○山崎(始)委員 文部大臣に少しばかりお尋ねしたいと思ひます。その問題は、二月二十九日に、日本のユネスコの国内委員会でございますが、これがアジアのユネスコの総会におきまして、原水爆の禁止の問題を反対をして、この点を文部大臣は御承知か御承知でないか、まずその点を先にお聞き願ひたい。

○清瀨國務大臣 まだ詳細な報告を受けておりませんが、新聞等によつて今朝以来承知いたしておられます。

○山崎(始)委員 二月二十九日にその問題が起つて、しかも所管大臣としてあなたかあなただと思つたのであります。その方がまだ詳細の報告を聞いていない。きょうは三月三日でございますが、聞いておられないといふことは、実は私は奇怪な言葉だと思つたのであります。賛成したか、反対したか、そのことも聞いていないのですか、重ねてお伺ひいたします。

○清瀨國務大臣 あの案については、きょう修正が出て、討論中だと聞いておられます。

○山崎(始)委員 賛成か反対か、日本の態度、あなたの所管下にあるところの日本のユネスコの機関が、賛成か反対かを聞いておられるのです。

○清瀨國務大臣 わが国のユネスコ国内委員会は、政府の意を受けてやるこの政府代表機関でございます。密接な関係をとつて時々経過は承知するようになっておりますけれども、本日午後そのことの審議中だと私も承知しております。

○山崎(始)委員 そういたしますと、結論的にはあなたの所管下のユネスコの国内機関が、この問題に対して反対か賛成かはまだきまつていないといふことなんです、その解釈はいいのですか。

○清瀨國務大臣 これはユネスコ活動に関する法律の第七條には、「外務大臣は、国内委員会の対外事務の処理について、国内委員会に對し必要な便宜を与へ、これに協力するものとする。」という規則があるのです。それゆゑにわが国の委員がどう表決するかというところは、外務大臣において適当に密接な関係を持つております。まだ最後の表決をしておりませんが、表決する前に、この委員がどうやるかといふことについては、公式の発言をここですることは穏やかならぬと思ひます。ただロシヤの案については反対しようといふ空気が多いようでございます。

○山崎(始)委員 どうも私のお尋ねする答弁と少しピンとがはずれておられるのであります。今ソ連の案には反対する空気が多いと言われるのですが、要するに原水爆の実験禁止に對して賛成か反対かは、ソ連もアメリカも日本も

ないはずだと私は思ふ。だから私がお尋ねしておられるのは、あなたの所管下にある機関がこの問題で賛成か反対か、もしそれがきまつていないといふふうにあなたがお考へになるならば、賛成が好ましいか、反対が好ましいか、あなたの所見をお尋ねしておられる。

○清瀨國務大臣 私はソ連の今出している案には、反対が好ましいと思ひます。ソ連は原水爆の実験絶対禁止であります。ところがわが国の国会できめたことは、適当な措置をとる、過日本会議でやつた通りであります。それゆゑに、国会の議決に合せてするのがいいと思つておられます。

○山崎(始)委員 適当なる措置をとる、こういう条件がついておるから、それに対してそれを守るのだ、こういう御答弁でございますが、適当なる措置とはどういうことでございますか。

○清瀨國務大臣 適当なる措置は、読んで字のごとくでありましよう。そのときのよろしきに従つて目的を達するのであります。しかるに某国が実験せんとするときに、絶対反対だといつたようなことは、必ずしも目的を達するゆゑんでもなからうと存じます。そのことは、過日本会議において提案者、賛成者のお述べになつた通りであります。

○山崎(始)委員 私があなたにお尋ねしているのは、そういう適当なる措置といふような言葉の上の一つのあやと、賛成とか不賛成とかいふ性質のものではないといふことです。と申しますことは、ユネスコといふものの本質的な性質をお考へになりましたら、申し上げるまでもないと思ひます。が、要するに世界の人権宣言を忠実にこの世の中に実現する。こういうふうな教育と科学と文化を通じて人権宣言を実現するといふ高遠な一つの理想を持つて、それが絶対に反対であるとかあるいはどうかといふ言葉のあやでこれ

は考へべき筋合いのものじゃないと思ひます。所管大臣としてあなたは責任者なんだ。私は本日実は外務大臣の出席を要求したかったのであります。外務大臣もこれに対して協力をし援助しなければならぬといふ規定もございまして、本来ならばお二人に出席を願つてこの問題は質問したかつたのであります。いざね近いうちにドレスがやつてくる。しかもすでにアメリカは原水爆の実験をやるといふことも通知しております。そのドレスのやつてくるさなかに、日本のユネスコの団体が、ユネスコ本来の非常に高度なヒューマニズムに立脚して、この禁止に賛成をしたならばドレスさんに對して申しわけがないといふような気が、日本のとつておられます。幸いな中に多々あるといふふうには、誤解であれば私も非常に好ましいとは思ひますが、国民は全部そういう疑惑を持つておられるのであります。各委員の方に失礼な言葉でありましようが、圧力をかけられたかどうか知りませんが、あるいは外務大臣の所管において、そういうふうなとんでもない援助と協力をやつておられるのじゃないか。援助と協力といふあやまで従つてあるべきものが、それを飛び越えてアメリカの対日政策のお先棒をかついておられる実態が出ておられるのじゃないか。これは私の誤解であればけっこうでございます。が、大臣の御所見をもう一度お尋ね申

し上げた。

○清瀬國務大臣 あなたの今の発言はだいたい多岐にわたりますが、アメリカのお先棒をかつぐことが望ましいと言ったことはございませぬ。同じ日本人の会合でありますから、国会で決議したように合う方が、私は国会議員ですから、国会としては望ましいと言ったのであります。この国会はアメリカのお先棒をかつぐ機関ではございませぬ。独立日本の機関でございませぬ。

それからユネスコの本質について御議論になりましたが、ユネスコは、政治機関たる政府とは独立して良心的にやるべきものであります。それゆえに私が訓示あるいは訓令してこう決議するといったようなことをなすべきものではないと思ひます。そんなものであったら、何もユネスコ国内委員会というものは要りませぬ。常にユネスコの自由な良心によって解決すべきものと思っております。今からでも訓示する考えはありません。けれどもあなたも、私に對してどちらが好ましいと思ふかとおっしゃるから、私は国会議員として国会のきめたようにやるのが好ましいと答えることに何も矛盾はありません。

○山崎(始)委員 だからあなたが政治的に外部から云々さるべき性質のものではないということをお主張されることだろうと思ひます。それでなければいけないと私は言つておるので。原水爆の実験禁止ということの決議文の言葉のあやで、そういうふうなごまかしを言われて、本末を転倒していらつしやるあなたのものと考え方なんです。

す。所管大臣とすれば、言葉のあやが多少どのようにあると、実験禁止に賛成か賛成かというあなた御自身の氣持を聞いておるのであります。あなたに圧力をかけて云々せよということとを私は言つておるのではない。外務省が圧力をかけるとか何とかいうことは、世間がそういう誤解を持つておるから、文政行政の所管大臣として、きせんとした態度でもつてこの問題に對するあなたの御意見を聞いておるわけです。重ねてお聞きいたします。

○清瀬國務大臣 ソビエトの国内委員会から提案された議案は、端的に実験を禁止せよということでございます。それがいいか悪いかは、わが国の国内委員会の自由な意思にまかせておきます。しかしながら私に對してどう考へるかというお問いでありましたから、私は院議を尊重するのほかにございませぬと申し上げるほかにない。過日の院議はその末節において、実験禁止に關して国際連合並びに關係各國がすみやかに有効適切な措置をとることを要請するとありますが、その限度を守ることに国会議員の一員としても關係の一員としても当然であらうと思ひます。これを逆に言ひますれば、あなたはもうおっしゃるけれども、ほかの側からは院議無視という言論も出て参ります。

○山崎(始)委員 私の申し上げていることがどうもあまり徹底してないようでありまして、あなたのこの問題に對する御見解はある程度わかりました。いずれ外務大臣にもお聞きしなければこれは解決がつかないだろと思ひますので、本日はこれで終ります。

○佐藤委員長 次に就学困難な児童のための教科用圖書の給与に對する國の補助に關する法律案を議題とし、審査に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。河野正君。

○河野(正)委員 本日の議題となつております就学困難な児童のための教科用圖書の給与に對する國の補助に關する法律案につきまして、若干の質問を行ひたいと存じます。御承知のように法案の趣旨は、経済的理由によつて就学困難な児童のために教科用圖書の給与を行ひまする地方公共団体に對しまして、國が援助を行うというところでございませぬけれども、しかしながら、義務教育を受ける児童に對しまして教科書をすべて無償で配付するということは、今日の教育基本法、あるいはまた学校教育法の精神を見て参りまして明らかでございます。そういう法の建前の中で、もちろん現実に即しまして、財政上の支出が伴わないので、就学困難な児童に對して援助をしてやろうということには、わかるのでございませぬけれども、しかしながら、基本的にはやはり今日の教育基本法にいたしまして、あるいはまた学校教育法にいたしまして、すべて國が責任を持つという建前をとつておるわけでございます。従つて、そこにどこに提案になりました法案の趣旨と、今日まで施行されて参つておられます教育基本法なりあるいはまた学校教育法の精神と、多少私は矛盾があるというふうに思つてございませぬが、まずその点に對しまして、これは基本的な問題でございませぬから、大臣の御所感を承わつておきたいと存じます。

○清瀬國務大臣 もとは憲法二十六条かと存じます。義務教育を無償といふ寸理論を非常に拡大すれば、教科書全部ということにも及びましようけれども、今日ではわが國の国力がそれにあたえませぬので、外國の例等も参酌いたしまして、授業料は無償ということにやつておるのでございませぬ。將來わが國の国力の回復と同時に、書籍等も無償で与えられるような時代のくることは願望いたしております。

○河野(正)委員 ただいま大臣の答弁を承わつて参りますと、私ども、きわめて不満なものがございませぬ。と申しますのは、たとへば授業料のごときはとつておられないのだと、何か恩恵がましいお言葉でございませぬけれども、授業料をとつてならないということは、これは学校教育法で明確に規定されたところでございます。従ひまして、授業料をとつておられないから、私が申し上げました趣旨に沿つておるといふようなことは、答弁といたしましては、私どもとしましては、不満といわなければなりません。そこでさらに質問を続けたいと思ひますが、御承知のように、従来におきましては、小学校の一年生に對しましては、教科書が無償で配付されておりました。その後財政上のいろいろな理由から一応中断されました、そして追から今日におきましては、経済的に就学困難な児童に對しましては援助をしようということでございますけれども、先ほどから申し上げましたように、教育基本法の建前から、あるいはまた学校教育法という法の建前から、きわめて私どもはこういう法案には、現実

承することはやぶさかでございますけれども、基本的には非常に大きな不満の意を表せざるを得ないのでございませぬ。しかも私どもが申し上げたいことは、今日まで今申し上げましたが、松村前文部大臣もたたびこの問題につきまして言及されておつたのであります。が、今後児童の教科書の問題につきましては、何とかして國が全面的に負担をするという態度をとりたいというふうなことを申されておつたのでございませぬけれども、今日におきましては、いろいろ財政的な問題があるのでございませぬけれども、今日のようなきわめてこそくな法案となつて現われたのでございませぬ。ところがそれにつきましては、今大臣からいろいろの説明があつたのでございませぬけれども、それが一歩譲つたといつたしまして、非常に大きな矛盾を感じます。附則の第二項に「新たに入学する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律は、廃止する。」ということがうたわれておられます。この附則の第二項に定められた法律というものは、少くとも私どもが今日まで主張して参りました一つの既得権と申しますか、既成の事実と立ちますところの問題であつたのでございませぬ。ところがこの法案と同時にこの教科用圖書の給与に關する法律を廃止するということになります。今まで入学いたしました小学校の一年の児童に對しまして、お祝いとして渡して参りました教科用圖書の予算といふものが、ちよどすりかえられたと

承することばやぶさかでございますけれども、基本的には非常に大きな不満の意を表せざるを得ないのでございませぬ。しかも私どもが申し上げたいことは、今日まで今申し上げましたが、松村前文部大臣もたたびこの問題につきまして言及されておつたのであります。が、今後児童の教科書の問題につきましては、何とかして國が全面的に負担をするという態度をとりたいというふうなことを申されておつたのでございませぬけれども、今日におきましては、いろいろ財政的な問題があるのでございませぬけれども、今日のようなきわめてこそくな法案となつて現われたのでございませぬ。ところがそれにつきましては、今大臣からいろいろの説明があつたのでございませぬけれども、それが一歩譲つたといつたしまして、非常に大きな矛盾を感じます。附則の第二項に「新たに入学する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律は、廃止する。」ということがうたわれておられます。この附則の第二項に定められた法律というものは、少くとも私どもが今日まで主張して参りました一つの既得権と申しますか、既成の事実と立ちますところの問題であつたのでございませぬ。ところがこの法案と同時にこの教科用圖書の給与に關する法律を廃止するということになります。今まで入学いたしました小学校の一年の児童に對しまして、お祝いとして渡して参りました教科用圖書の予算といふものが、ちよどすりかえられたと

いろいろに私も理解するのでございまして、この法案が大臣が仰せられますように、前進した一つの法案だといふふうに、私も考えて参るわけには参りません。そこでこのような附則第二項にうたわれております法律の廃止ということにつきましては、今後非常に大きな問題を残すと思つてございまして、大臣がどのようなお考えでございられるか。その点をお伺いいたしておきたいと思つております。

○清瀬國務大臣 今お伺いの点につきまして十分研究を重ねたのでございまして、一年生に入る子供たちに入学のお祝いという意味で、貧困の家庭でも富裕の家庭でも一律に教科書をやるということも、ちるわしいことではございませぬけれども、何分わが国は戦敗のあとで、また親たちの中には住宅もなくて困つておる者もあるし、食物はまだ配給を維持しておる時代でありますから、この國家の現状と考へて、よくよくの人は厚生省から生活保護を受けておる。けれども、そこまで至らぬでも、やはり教科書は一時に買つて、見本がきておるのに教科書が取れなくてひげをとつておる子供もある。同じように教科書に金を使うのであつたら、そういうような後の方の程度の人に教科書を差し上げる方が國の政策としてよからう、漸次これを拡大していくと前の質問の終りにおっしゃつたように、教科書無償ということにも接近するのじゃないか、教科書の政策としてはその方針がよからうということを考えて、今までのプレゼントとして差し上げるといふことは廃止したので

あります。そのかわりに無償配付の範囲は、年々わが國の國力の回復と同時に拡大していきたい、かように考えております。

○河野(正)委員 だんだん拡大していきなすことであるから、ぜひ拡大してもらいたいと思つてございませぬ、給付いたします場合には、予算の範囲内においてこれに要する経費を補助するということでございますが、ここに私は一点問題があるといふふうに考へております。と申し上げます、なるほど二条の第一号におきまして、あるいは第二号におきましては、いわゆる生活保護法第六條二項に規定する要保護者に準ずる程度に困難しておる者云々といふようなことが規定されておりますけれども、ここに非常に大きな問題があると存じます。と申しますのは、生活保護法第六條二項に規定する要保護者に準ずる程度に困難しておる者云々といふようなことが規定されておるけれども、一方におきましては、予算の範囲内といふことでワカがはめられておりますので、この準ずるといふ規定が非常にあいまいな一つの規定となる心配が十二分にあるわけでございます。そこで一番問題になりますのは、何と申しましたも準ずるボーダーラインと申しますものが、その前後に位置するところは、予算が許すならば当然給付を受けるということでございますけれども、予算が許さなければやはり給付を受けられないといふことで、この点が私は運営の面におきまして非常に問題を残して置く点ではなからうかといふふうに考へております。この点に對しまして、当局はどのように善処なさるかと

しておりますか、お伺いいたしておきたいと思つております。

○清瀬國務大臣 これは何分金が少いので、いかなる者もこれに入れるかといふことには非常に苦心いたしております。局長から詳細の話をどうぞお聞き願ひたいと思つております。これは御質問がなくても、ぜひ一べんは説明しなければならぬことでございます。

○緒方政府委員 御指摘の法律二条の第二号と、それから本文の予算の範囲内においてということの関連でございますが、御説の通り、ここに書いておられますように、これは予算の範囲内におきましての補助金である、これは一つの原則を掲げております。その場合に、補助の対象となり得る者をここに第一号、第二号両方掲げておまして、第一号の方は、生活保護法の適用を受けておる者であつて、しかも教育扶助を受けていない者といふことでございます。第二号の方が今御指摘になりました点でございますが、これは結局は生活保護法の被保護者の認定をいたしたその基準に準じてこれを定める、こういうことに相なるわけでありませぬ。方法といたしましては、その市町村におきましては民生委員とか、あるいは社会福祉司でございますとか、こういう人たちの意見を十分聞いて市町村の教育委員会が定める。そしてそれに準ずるといふ認定をいたしまして、その者に對しまして給付いたします場合に、國としてはそれに対して予算の範囲で補助をする、かようなことになるわけでございます。

重ねて申し上げますと、結局は準ずる者をどうやって定めるかといふ点は、生活保護法におきまして被保護者の認定の基準に準じます程度におきまして、この政令で定めたい、かように考へております。

○河野(正)委員 基準の定め方につきましてもいろいろ問題があると思つて、また生活保護法の六條二項に該当する実数といふものを完全に把握することにつきましては、私は非常に困難があるかと考へます。その点はわかるわけでございますが、文部省といつたしましては、本年度予算では大体児童総数の一・七％といふものを該当数として一応の算定をしておられるようでございますが、私どもの立場からいへば、いろいろの該当者数の実情を調査いたしてみますと、もつと高い数字が出てくるような考へもいたすわけでございます。ある人の情報によりますると、大体四％くらいはなからうかといふふうな話もございませぬ。もちろんこの四％といふ数字も的確なものとは考へられないわけでございますけれども、たとひこれが四％といつたとしても、大体文部省当局が算定いたしましたパーセンテージといふものは一・七％でございますから、實際生活保護法の六條二項に該当する児童といふものは、文部省が予算を予定されておられます二倍の予算が要するといふようなことにもなりますと、實際法律を運営いたす面におきまして、非常に問題が残りはせぬかといふことを考へておるわけでございます。予算の面で大体一・七％といふことが出てきたわけでございますが、ほんとうのところ文部省としては、大体どのくらいのところ、そういういた生活保護法の六條二項の要保護児童が救われる、給付を受けられるといふふうにお考へ

になつておるか、やはり一・七％が妥当だといふふうにお考へになつておるか、その点を事務当局からでけつてございませぬけれども御答弁願ひたいと思つております。

○清瀬國務大臣 一・七％は非常に少い数字でございますので、私どもの希望としては、それよりも多い率を希望しておるのであります。

○河野(正)委員 先ほども申し述べましたが、私どもの得ております範囲におきましては、厳格に見て参りましても大体四％くらいはなからうかといふような数字を出しておるわけでありませぬ、大体当局としてはどのくらいか、具体的に一つ御説明願つておきたいと思つております。

○緒方政府委員 生活保護法におきまして要保護者に準ずる程度の困窮者、それに該当いたします児童の数をどういふふうにお考へるかといふ問題でございますが、これはなかなかむづかしい問題でございます。どういふふうな程度に準ずる者として押えるかといふこともございませぬ。いろいろ押え方によつて違つた数字が出てくると思つて、これは現在生活保護法の中の教育扶助を受けておられます児童の数をどういふふうにお考へるか、全児童数の三・三％でございます。それに準ずる者が果して幾らあるかといふことは非常にむづかしい問題でございますけれども、この法律をいいたしまして、そういう市町村が政令で定めまして、そういう市町村がそういう認定をいたしまして給付をいたします場合に、それに対する補助金として國庫で補助するといふ建前でありませぬ。その補助金の額が一人当

りの単価が六百円でございますので、補助金一億三千万を分けますといいたしますと、それに該当する児童数は、全児童数の一・七％、かようなことに相なるわけでありませう。市町村といったしましては、もちろんその市町村の財政事情等に依りましてその給与をいたすわけであります。それに対しまして、国庫補助はただいま申しましたように一億三千万を要するといふ法律の趣旨でございます。

○河野(正)委員 私どもといたしましては、先ほどから申し上げますように、少くともこういふ法律ができません以上は、やはりその認定に基きましては一つの義務費としてやっていたかなければ、円滑な運営はなかなか困難であろうといふふうに考へるわけでございます。ところが今日では予算の事情でなかなか困難といふこととてございませうが、私どもの要望といたしましては、予算のワカをはめず、一つの基準に基きましては、義務的に補助金を与えていくといふような方向を今後とっていただきたいといふことをあわせて申し上げたいと存じます。

それから次に、これは学校教育法にも若干問題がございますが、当局の御所感を承わっておきたいと存じます。点は、それは今日では、もちろん労働基準法あるいは児童憲章といふような法的にも規定がございまして、法的にも疑義があるわけでございますけれども、今日では各地域におきまして、いわゆるやみの夜間中学といふものが続々と作られておきまして、現実の問題におきましては、たとい児童憲章あるいは労働基準法に問題がございまして、夜間中学といふものが続々

とできておる。ところが新聞等を見て参りまして、夜間中学に通つておる生徒でございますから、生活的にいろいろ困難だといふことは当然のこととてございませう。しかも教科書といふものは、いわゆる学年の初めに一ぺんにたくさんな費用が掛つてございませうから、たとい法律的に疑問がございませうけれども、現実において働かざる者も、現実に働かざる者も、おる生徒、そういう困窮中学生に對しまして、今後このような法案の幅が広がられる、あるいは広げてみよといふ御意思があるのかないのか、その点を一つ承わっておきたいと思つております。

○清瀬國務大臣 中学に對しても同様の措置をとりたいと私は熱望いたしております。

○河野(正)委員 それから、これは今日生活保護法の六条第二項に該当しようがございませうが、一般の家庭の父兄たちが子供たちの教科書の問題で非常に頭を痛めておることは、今日の経済情勢から見て参りまして明らかでございます。そこで私ども、今後教科書に對しまして、いろいろな経費がかさばらないように、要するに安く教科書が手に入るようにしたいと思つてございませう。基本的な考え方は別にいたしまして、現実の問題といたしましては、そういう問題が起つてくるわけでございますが、救護を受ける受けぬは別といたしまして、経費の負担を軽減するといふことは当然考へていかなければならぬ問題でございますので、お尋ねするわけでございます。そういう点につきましても、いろいろ考へ方もあらうと思つて、あるいは近く上程されます教科

書法案等においても出てくるかと思つて、参りまして、私どもが一番心配して居るわけでございます。ところが最近河野農林大臣が、農業団体の再編成に關しまして、今後農民団体の再編成ができませんと農協の収入といふものが大幅に削減されるので、農協に教科書の販売をまかしたいといふような河野農林大臣の談話が出ておつたようなことがございませう。これは全く文部大臣の存在を無視した暴言と私どもは言わなければならぬが、もしそのようなことで所管の異なる農林大臣が文部行政まで口を差し入れて干渉していくということになり、しかもそのために結局農協を通じて利潤が吸い上げられるというふうなことになるならば、私ども父兄といたしましては、教科書を何とかして安く購入しなければならぬといふふうな立場から考へてみましても、全く不当な言明であるといふふうに言わなければならぬと思つて、またこれは少くとも文部大臣の存在を蔑視した態度であるとも考へるわけでございますが、そのような事実があるのかないのか、この点は一般父兄等にとりましても、重大でございますから、大臣の所見を伺つておきたいと思つてございませう。

○清瀬國務大臣 教科書に關しては、昨年以来世間にもまた政界においても議論がございましたので、それらを参酌いたしまして、今期議院に教科書法なるものを近く提出いたしました。皆様御審議を願おうと思つて居るわけでございます。教科書法では発行、配給のことは、発行者と各府県の特約店までのこととありまして、その先、今では本屋とか、あるいはごくいなかに行けば、学

校前の雑貨屋等で取り次いでおりますが、そのところはやはり発行者あたりが情勢に依りてきめることで、法律で協同組合が扱えといふような規則は設けておりませう。また私は設ける考へを持っておりませう。

○河野(正)委員 いろいろ御質問申し上げたわけでございますが、私どもといたしましては、教育基本法あるいは学校基本法の原則といたしましては、義務教育の学童に對しましては、全員の無償で配付するといふことが当然の建前でございますから、その線に沿つて文部大臣がますます御努力していただきますことを、最後に申し添えまして、私の質問を終りたいと思つております。

○佐藤委員長 次に本案に關し山崎委員より発言を求められておりますので、これを許します。山崎始男君。

○山崎(始)委員 私はこの法律案を採決するに當りまして、一言希望意見を申し述べたいと存じます。それは先ほど河野委員から申しておりました、今回就学困難な児童のために教科書を無償配付いたしますこの法律案の性質といふものは、表面的に見てみますると、一見いわゆる社会保障的な性質を持つ非常にけつこうな法律案だといふ考へられます。しかしよくよく検討してみますと、これは私が申し上げるまでもございませうが、昭和二十九年までは無償配付の教科用の図書といふものは、一年生分だけ、大体総額にいたしまして四億ないし五億といふものが法律に基きまして出されておりました。それが今回の法律の内容に、いわゆる既得権益であつたそれがすつかり抹殺されて、就学困難な

児童といふことに切りつばな名前を出しておきますが、内容はたつた一億三千万でございます。そういういたしますと、二十九年度までそういう法令に基く四億ないし五億といふものが、いつの間にか、言葉はきれいでありませうが、一億三千万にすりかえられておるといふ、これが中身でございます。この点は提案された政府の方とすれば、社会保障的な意味の言葉もございませうが、私はただいま申し上げましたような根拠から内心非常にさびしさを感じるのであります。申し上げるまでもございませう、憲法二十六条には義務教育無償の原則がございませう。だから政府が社会保障的な法律案だと言われませうならば、かつての既得権益の無償配付の五億といふものの上にプラス・アルファをされて、一億三千万といふ社会保障的な性質を持った法律案であるならば、これが名実ともにお言葉の通りに受け取れるのであります。遺憾ながら全

私、やはり義務教育は無償といふこの憲法の高い理想に向つて、今回は仕方がないといつたして、せひ次年度におきましてはかつての五億にプラス・アルファをされた内容を持つたものにしよう、一つ特別の御努力をわづらわりたい、このよう強い希望を、私は一言最後に申し上げておきたいのでございませう。

○佐藤委員長 ほかには御質問もないようでございますので、これより本案を討論に付します。

別に討論の通告もないようでございますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議

ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

これより採決いたします。本案を原
案通り可決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって本案
は原案の通り可決に決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま
可決されました本案に関する委員会報
告書の作成につきましては、委員長に
御一任を願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さ
よう取り計います。

本日はこの程度にいたし、次会は公
報をもってお知らせいたします。これ
にて散会いたします。

午後二時四十二分散会

〔参照〕

就学困難な児童のための教科用図書
の給与に対する国の補助に関する法
律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月六日印刷

昭和三十一年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局